

「佐倉チューリップフェスタ 2025」出店者募集要領

佐倉市観光協会では佐倉チューリップフェスタ 2025 の開催にあたり、会場で飲食物を提供できる出店者を下記内容で募集します。

出店を希望される事業者は、要領をご覧いただき、佐倉市観光協会までお申込みください。

【イベント開催期間】 令和7年4月1日(火)～4月20日(日) 各日 9:00～16:00

【出店場所】 佐倉ふるさと広場(佐倉市臼井田2714)



【出店形態】

キッチンカー 及び テント区画 による出店

- ① テント区画の出店については、出店者によるテント持込も可能です。
- ② 持込みでテントを設置する場合は、下記「テントの持込出店者への注意事項」を順守してください。
- ③ テント区画による出店は、長机1台、イス2脚は主催者で用意します。

【募集出店者数】

キッチンカー出店	8～9者
テント区画(間口3m×奥行4m)出店	3～4者

【出店者の決定】

出店の可否につきましては、応募締切後1週間以内に主催者から連絡いたします。

選考にあたっては、佐倉市観光協会会員、佐倉商工会議所会員、次に市内事業者等を考慮して選定します。

【搬出入時間】 搬入:8:30～9:00 搬出 16:00～17:00

※混雑状況により時間どおりに搬出入できない場合があります。

【出店日数】 チューリップフェスタ開催期間中(4/1～4/20)の希望日に出店してください。

ただし、4月1日(火)は消防署の点検が入りますので、必ず出店してください。

【出店料】 出店料は、イベント期間中の通し料金となります。

○キッチンカー 出店料

	佐倉市観光協会 会員	佐倉市観光協会 非会員
市内業者	1台 45,000円	1台 65,000円
市外業者	1台 55,000円	1台 85,000円

○テント区画出店料(1区画 間口3m×奥行4m)

	佐倉市観光協会 会員	佐倉市観光協会 非会員
市内業者	1区画 155,000円	1区画 185,000円
市内業者 (テント持込)	1区画 55,000円	1区画 85,000円
市外業者	1区画 175,000円	1区画 205,000円
市外業者 (テント持込)	1区画 75,000円	1区画 105,000円

【テントの持込出店者への注意事項】

- ① テントを持ち込む場合は、区画の範囲内で現場に支障がでないようお願いします。
- ② 持込したテントには、必ずテントの三方の梁に下げる幕を用意してください。
- ③ 持込したテントは強風で飛ばないようにウエイト等でしっかり固定してください。

- ④ テント等を持ち込み設置した場合、これらの管理責任は出店者になります。
- ⑤ 当該テント等の設置に係る事故等について主催者は責任を負いませんのでご注意ください。

【出店の条件】

- ① 出店募集要領及び出店に係る誓約書を順守できること。
- ② 当該出店にあたり千葉県内のいずれかの自治体(保健所)で営業許可を得ており必要な届出を済ませていること。
- ③ 食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有する者であること。
- ④ PL保険に加入していること。
- ⑤ テント区画の出店者で、加熱調理食品もしくは非加熱調理食品を提供する場合、同一開催日に取扱いについて、1 分類 1 品目を順守できること。[\(千葉県 屋台、露店等での飲食店営業取扱要綱\)](#)
- ⑥ 個人、法人又は任意団体及びその代表者が以下の全てに該当しないこと。
 - ア) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるもの
 - イ) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者であるもの
 - ウ) 暴力団関係者及びその繋がりがあると認められるもの
 - エ) その他佐倉市観光協会が適切でないとするもの
- ⑦ 出店承認後であっても、アからエについて該当した場合(虚偽の事実が判明した場合)は出店承認を取り消します。その場合の出店料は返還しません。

【その他注意事項】

- ① 出店料は4月1日(火)消防署検査後、現場担当者へ速やかにお支払いください。
- ② 営業のために必要なすべての費用は出店者の負担です。
- ③ 酒類及びソフトクリームは販売できません。
- ④ 会場には水道・電気はありませんので、発電機等は各出店者で用意してください。
- ⑤ 食品を衛生的に取り扱うことの施設・設備を用意してください。[\(千葉県 行事における施設・設備チェックリスト 参照\)](#)
- ⑥ 火気を扱う場合は消火器を現場に用意してください。(消火器性能等は消防署に相談)
- ⑦ 各出店者は必ずゴミ箱を設置し、出店日当日にゴミを持ち帰ってください。
- ⑧ 駐車は関係者駐車場に駐車してください。(駐車券配布予定)
- ⑨ 提出された情報・書類は、出店に係る関係機関(保健所等)に提出されます。
- ⑩ 衛生対策を実施してください。[\(千葉県:出店者のみなさまへ 参照\)](#)
- ⑪ 体調の悪い人は調理をしないでください。
- ⑫ 出店者の責めに帰する理由により、施設等を滅失・損傷した場合は、出店者が当該滅失・損傷による損害額に相当する金額を損害賠償としてお支払いください。(施設等を現状に回復した場合はこの限りでない。)

【申込書類】

出店を希望される場合、当協会 HP より必要書類をダウンロードし、必要事項を記載の上、締め切りまでにメールもしくは郵送にて提出してください。

- ① 出店申込書
- ② 誓約書(従事者全員の免許証等の写し添付)
- ③ 営業許可書一式の写し
- ④ 食品衛生責任者等の写し
- ⑤ PL 保険証書の写し
- ⑥ 販売車輛写真画像(車幅、車長を記入)
- ⑦ 出店予定日申告書

※可能な方は、提出は電子データファイルを添付しメールでお願いします

【申込期限】 令和7年2月14日(金)※当日必着

【連絡先・書類提出先】

(公社)佐倉市観光協会 〒285-0014 佐倉市栄町 8-7 (※月曜休業日)

TEL 043-486-6000 FAX 043-486-6063

E-mail sakurashi-kankou@catv296.ne.jp